

第4回 流水型ダム環境保全対策検討委員会

説明資料 【第3回委員会後の環境影響評価に関する動き】

令和4年8月24日



国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

1. 第1回から第3回委員会でのご意見等と対応状況

○第1回から第3回委員会でのご意見と対応状況は、以下のとおり。

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
環境影響評価の進め方	第1回	初期の段階からダム構造等の技術的検討と、環境の影響最小化の検討をキャッチボールしながら検討することが重要である。	環境配慮レポートに趣旨を記載するとともに、今後委員会の中でも環境影響検討に必要な構造の検討状況についてお示していく。	継続対応
	第2回	整備計画作成において検討している川辺川そのものの環境の内容も流水型ダムの環境の検討において重要なため、本委員会でも情報共有頂きたい。	8月9日に球磨川水系河川整備計画が策定され、情報共有をさせていただいた。	報告済み
	第2回	評価を行う前の段階で構造が決まってくると思うが、保全の検討を構造検討のどの段階で行うのかが気になるので教えて頂きたい。	方法レポート・評価レポート【案】に必要な諸元等の内容を整理しつつ、評価レポート【案】での評価を行えるよう、熟度を高めていく。	報告(方法レポート段階の諸元等) 【資料2-2,資料2-3】
	第3回	本アセスで影響検討を行うスケジュールと、河道掘削の計画検討のスケジュール等、全体の検討のシナリオを意識すべき。	他の整備メニューの状況について、関係者と情報を共有しながら、環境影響評価の検討に反映できる情報があれば、環境影響最小化の観点で検討を進める。	継続対応

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
湛水頻度	第1回	植物や、動物でも陸産貝類、両生類、爬虫類等の移動範囲が限られるものは、湛水の影響が大きいと、湛水頻度・期間・範囲がどうなるかが重要。	過去の洪水時に流水型ダムがあったと仮定した場合の湛水頻度について第4回委員会参考資料3に掲載。	報告済み 【参考資料3】 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第2回	水辺の水生昆虫には河川が増水することによってなくなる種もいるため、洪水調節の影響を早めに把握したい。		
	第3回	仮想でよいので、運用ルールでどのくらいの頻度で水に浸かるかといった情報等があれば、「環境の創造」に関するアイデアが出てくるかもしれない。		
水環境	第1回	洪水時の採水による分析について、濁りの時系列変化が分かるような連続データを取得することが重要。	可能な限り採水・分析回数を増やし、洪水時の連続観測を行う。	報告済み 【参考資料2】 ※方法レポートにて反映予定
	第2回	出水時の水位縦断の把握が重要であるため、水位計測できる体制を整えていただきたい。	令和4年度より水位観測を追加で実施する。(第3回委員会報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
他の流水型ダムの事例	第1回	既設の流水型ダムのデータを活用していくべき。環境影響評価にとってのポイントを踏まえて、比較対象のダムのターゲットを絞ることが必要。	他の流水型ダムの事例について収集・整理し、第2回委員会で報告。引き続き、関係する資料やデータを取得できたものは、報告していく。	継続対応
	第2回	既に供用開始している流水型ダムでの試験湛水や洪水時湛水のモニタリング状況を紹介頂きたい。		
	第3回	規模や操作の方法等は異なるが、既設の流水型ダムを対象に、現象を把握しておく必要がある。必要な検討の段取りを今のうちから行っておくと良い。		
	第3回	他の流水型ダムの事例について、洪水吐の構造等はどうなっているか。既設の流水型ダムで、流速等が観測されているか、物理環境の連続性が確保できているか等を確認しておいてほしい。		
	第3回	他の流水型ダムの事例について、川辺川ダムは他の流水型ダムよりも規模がはるかに大きく、異なるため、事象の参考にするのは良いが、そのまま川辺川ダムに使えるわけではないということは、念頭に置いておいたほうが良い。	ご意見を踏まえ、既往の流水型ダムを対象に得られる情報は引き続き収集・整理し、必要に応じて川辺川ダムの検討にあたり参考にしていけるとともに、本環境影響評価では、川辺川ダムの特徴を踏まえた上で、調査及びシミュレーション等を実施していく。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
哺乳類	第1回	哺乳類の調査対象について、水域に生息するカワネズミの把握が重要。	環境DNA調査による生息可能性のある溪流等の把握について、R3年度夏季に調査を実施した。(第2回委員会で報告済み)R4年度は重要種調査の対象とする。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
哺乳類 (コウモリ類)	第3回	森林性のコウモリについて、食物連鎖の視点をもって調査を実施してほしい。	コウモリの採餌状況、餌生物の発生状況を調査し、食物連鎖の観点からコウモリの生息状況を分析する。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
	第3回	試験湛水範囲内の横坑に生息するコウモリを他の洞窟に移動させることは、マイナスをゼロにする取り組みと考える。	横坑の分布を踏まえ、残存する横坑への誘導など、必要な保全措置を検討する。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第1回	コウモリ類の調査手法について、長期間連続音声記録装置を活用してほしい。	コウモリ類の調査手法に取り入れ、R3夏季調査より実施。(第2回委員会で報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
哺乳類 (シカ食害)	第1回	シカの食害について、哺乳類、植物の調査から現状等の把握が必要。	環境影響評価における哺乳類調査及び植物調査を行う中で、シカの痕跡や食害状況等を確認した場合は記録する。シカの食害については環境調査結果を整理し、関係機関と連携していく。	継続対応 ※モニタリング等に活用
	第2回	球磨川や川辺川の山間部でシカ害が多く通常の生態系と異なっており、周辺の自然環境をカバーするような対策を講じることはできないか。		
	第3回	シカの食害による下層植生の減少は問題であり、ダム事業でシカの対策を講じることで、他の地域と比べてもよりよい植生が戻ってくるのではないか。		

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
鳥類	第1回	鳥類の調査対象について、ヤマセミ、カワセミ、カワガラスの調査が必要。	R4年度に実施する生態系上位性調査(河川域)の注目種の候補として調査を実施する。R3年度の相調査時にも留意し、記録した。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
	第3回	ヤマセミ、カワセミ、カワガラスは川筋に沿って移動するので、堤体付近では移動にどのように影響を与えるか、注意して観察を行ってほしい。		
	第3回	以前の貯留型ダムの計画時に五木東小学校に営巣していたブッポウソウの巣箱移動による保護やフクロウが営巣していた大きなイチョウの代替地への移転計画があったので、再度考えていきたい。	鳥類調査におけるブッポウソウやフクロウの確認状況を踏まえ、必要な保全措置を検討する。	
両生類・爬虫類	第1回	両生類・爬虫類の調査手法について、鳴き声調査、カメトラップの設置、もんどり型かごを追加し重要種の生息箇所に留意して調査することが必要。	ご意見を踏まえ、R3夏季調査より一部を除き、新たに調査手法に取り入れて実施した。また、溪流の生息判定のため、サンショウウオを対象とした環境DNA調査を追加で実施した。(第2回委員会で報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
	第3回	両生類への環境におけるプラス面を考えた場合、川辺川周辺は止水域が少ないため、止水域が創出できれば、産卵環境が整えられ、この地域の両生類にとってプラスになると思われる。	頂いたご意見を踏まえ、環境へのプラスの観点から、実施可能な内容について検討を行う。	継続対応

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
魚類 (底生動物)	第1回	魚類・底生動物の調査箇所について、河川に隣接する水田・湿地や小さな沢での調査が必要。	ご意見頂いた環境について再度確認を行い、R3年度の夏季調査より調査地点を追加し実施。 第4回委員会参考資料2に掲載。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定 報告済み 【参考資料2】
	第1回	魚類・底生動物の調査対象について、遊漁対象のアユ、ヤマメ、ウナギ、モクズガニなどの調査が必要。	追加でモクズガニを対象としたカニカゴでの調査をR3年度の夏季調査より実施。(アユ、ヤマメ、ウナギは当初からの調査対象)(第2回委員会で報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
陸上昆虫類	第1回	陸上昆虫類・クモ類の調査手法について、パントラップ、衝突板、腐果トラップの追加、5m超長竿のスウィーピングの追加が必要。	スウィーピングはR3年度の春季調査より、その他の調査手法は夏季調査より追加して実施。(第2回委員会で報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
	第1回	陸上昆虫類の調査時期・記録について、過去調査の実施時期に疑問がある。また、植生や幼虫、卵等、成長段階の記録が重要である。	調査計画を改めてご確認いただいた。ご意見を踏まえ、植生や幼虫、卵等、成長段階の記録を実施。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第3回	昆虫類は湿地環境等を創出すると、比較的容易に生息することがある。ミティゲーションという考え方も重要と思う。ちょっとした湿地環境を創出することも含めて検討いただければ良いと思う。	頂いたご意見を踏まえ、環境へのプラスの観点から、実施可能な内容について検討を行う。	継続対応

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
底生動物	第3回	流水型ダムということで、貯水地内の新しい河道掘削として、一律に行うのではなく、流れの強弱をつけることで、生物がすみ分けをし生物多様性の減少を免れるのではないかと。そういった新たな試みの検証を行う良い機会になるのではないかと。そのために河道兩岸の生物のデータを現状から取っておくことが重要である。	ご意見を踏まえ、令和4年度の環境調査でデータの蓄積をするとともに、環境へのプラスの観点から、実施可能な内容について検討を行う。	継続対応 ※モニタリングや供用後の維持管理に活用
植物	第1回	植物の調査手法について、洪水調節地内においては試験湛水時の植生枯死やその後の植生回復について、下流河川においては、ダム供用後の冠水頻度の変化による植生への影響を把握できるように、事前の調査を詳細に実施しておくことが重要。	洪水調節地内及び下流河川について、1/5000で現況の植生図を作成し、評価レポート【案】において環境保全対策の検討に活用するとともに、評価レポート公表後のモニタリング等にも活用する。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定 評価レポート公表後のモニタリングでも活用
生態系 (食物連鎖等)	第1回	個々の生物だけでなく、それが生息場所や食物連鎖等でつながった生態系としての評価が必要。	R3年度の相調査を踏まえ、R4年度に生態系調査を実施。調査計画は、委員にご意見を頂きながら検討する。	継続対応 ※方法レポート、評価レポート【案】にて反映予定
	第3回	副ダムのようなものを内部に作り水の表面積を増やすような操作、シカの食害の防止、地球温暖化の防止等に繋がるようなことができたらい。生態系と治水を二項対立的な発想ではなく、生態系全体の保全が地域や社会に役立つという観点で考えてはどうか。	頂いたご意見を踏まえ、環境影響の回避や低減に加え、ご指摘の観点も考慮し、環境へのプラスの観点から、実施可能な内容について検討を行う。	継続対応
生態系 (アユ)	第1回	アユの餌となる付着藻類調査について、年間の変化や、横断方向の流速の違いによる組成変化を把握することが重要。	R3年度の相調査において、横断方向の調査を追加で実施し、季節別、環境別(瀬・淵等)の付着藻類相の構成等を整理。 第4回委員会参考資料2に掲載。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定 報告済み 【参考資料2】

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
生態系 (九折瀬洞)	第1回	九折瀬洞の調査について、洞内の生物相把握をしっかりと行いつつも、採集圧は低下させる必要がある。また、今後の変化が把握できるよう多様度指数算出等について、検討すべき。	採集圧に細心の注意を払いつつ、生物相の把握を実施。進入が困難な箇所も状況確認方法等の検討の上、R4年度に調査を実施。また、調査結果から、多様度指数算出を検討。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第2回	九折瀬洞は洞内に水が入ると特有の生物に影響を及ぼす懸念があるため、バイパスによる対策も含めて構造の工夫として頂きたい。	調査予測結果を踏まえ、保全措置について今後検討する。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第1回	九折瀬洞をはじめとして、希少種が存在しており、標本の保全も重要。	採集した標本については、各委員に相談しながら、永続的に保管が可能な機関等に受け入れを依頼するなど、調整を行っていく方向で検討する。	継続対応
生態系 (下流物理)	第1回	河道の平面的な物理環境の特徴を整理し、河床材料と環境情報を重ねて、土砂堆積傾向や、生物系へのインパクトを把握することが重要。	R3、4年度の動植物や河床材料調査の結果等や、今後の解析結果の重ね合わせを実施し、動植物や生態系への影響を整理。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第1回	流水型ダムでは一時的に貯留を行うため、洪水流量と流入土砂の関係性が変化する。その変化を検討するため、上流での洪水時の流入土砂量を把握しておくことが必要。	近傍類似ダムの事例より流入土砂の設定を行いつつ、川辺川での流砂量観測も実施。(R3年度に観測手法等の検討し、R4年度より観測実施)	継続対応 ※事業における影響の推定等で活用
	第3回	河道のシステムが特徴的な川辺川においては、単純な情報図の作成等だけでは手戻りになる可能性がある。既往の情報がどの程度集められており、あとどのような情報が足りないかを整理すべき。	従来の河川環境情報図に加え、水深分布、横断測量の重ね合せによる淵の変化等についても整理し、予測に必要な基礎資料とする。 第4回委員会参考資料1に掲載。	継続対応 ※方法レポートにて反映予定 報告済み 【参考資料1】
	第3回	既往の洪水で、この河道がどのような応答してきたのか。山地部の蛇行河道の河床の動きが、生物への影響検討の基盤ともなるので、共通理解として、粗くてもよいので、どんな状況になるかを逐次示してほしい。	既往洪水前後の横断測量や空中写真の変化から、変化の状況を把握する。 第4回委員会参考資料1に掲載。	

分類	委員会	委員からのご意見	対応方針	対応状況
生態系 (下流物理)	第3回	川辺川は、山地部の蛇行河道に、石や礫、砂が流れてくるとい非常に特徴的な河道のシステムを持っている。そこに流水型ダムによる変化が加わったときに、川のシステムがどう変わるかを理解することが、まずとても大変だと思う。それらを理解する道筋の中で、プラスの発想が出てくれば非常にいいと思う。	ご意見を踏まえ、適切な検討を進める。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
その他 (新技術)	第1回	最新の調査手法や知見の活用。(例:環境DNA、ドローンの活用、夜間の連続記録装置等)	活用方法等の詳細は、各委員と調整しながら進める。(第2回委員会で報告済み)	継続対応 ※方法レポートにて反映予定
その他 (予測の高度化)	第1回	土砂の濁り等に関して、環境影響評価で実施するシミュレーションについて、要求レベルに合わせて、技術の高度化を行っていく必要がある。	各環境調査等の状況を踏まえて、段階的にシミュレーションを実施し、精度を上げていく。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第1回	調査内容について、「川辺川ダム事業における環境保全への取り組み」(平成12年6月)以降に実施した調査内容を反映させ、早期に整理し公開頂きたい。	過去の調査結果も含めて整理を行い、今後の環境影響評価の手続きや委員会の中で公表していく。 重要種については、第4回委員会参考資料2に掲載。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定 一部報告済み【参考資料2】
	第1回	調査が短期であるため、事後調査として、フォローアップを定期的に行うことが必要。	今後の調査結果や予測評価を踏まえ、フォローアップが必要な種や調査について検討を行う。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定
	第3回	生物だけを考えれば、氾濫が起こる方が生物の多様性は増える。流水型ダムの場合、通常のダムと異なり、そのようなことがカバーできないか。	ご意見を踏まえ、適切な検討を進める。	継続対応 ※評価レポート【案】にて反映予定

2. 環境配慮レポートの公表及び公表後の手続きの状況について

○これまでの本委員会での議論を経て「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」をとりまとめ、3月25日に公表。



第3回委員会開催状況(R4.3.9)



縦覧会場の例(五木村役場内)
※公共施設等32カ所で縦覧及びWebサイトで公表



「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート(令和4年3月)」の冊子

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年3月25日
国土交通省九州地方整備局

「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」の公表について

今年度より、調査・検討に本格的に着手している川辺川における流水型ダムについて、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書に相当する「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」を作成しましたので、公表します。

「命と環境を両立したダム」との熊本県知事からの要望なども踏まえ、「球磨川水系流域治水プロジェクト」に位置づけられた川辺川における流水型ダムについて、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響検討を実施することとしています。(令和3年5月21日記者発表：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000129.html)

本レポートは、環境影響評価法の計画段階環境配慮書に相当するものであり、その作成にあたっては、関係法令に準拠し、計画段階配慮事項の設定等を行い、「流水型ダム環境保全対策検討委員会」での議論を経てとりまとめ、3月25日より公表を行います。(委員会HP：<http://www.qsr.mlit.go.jp/kawabe/kankyou2/kankyou2.html>)

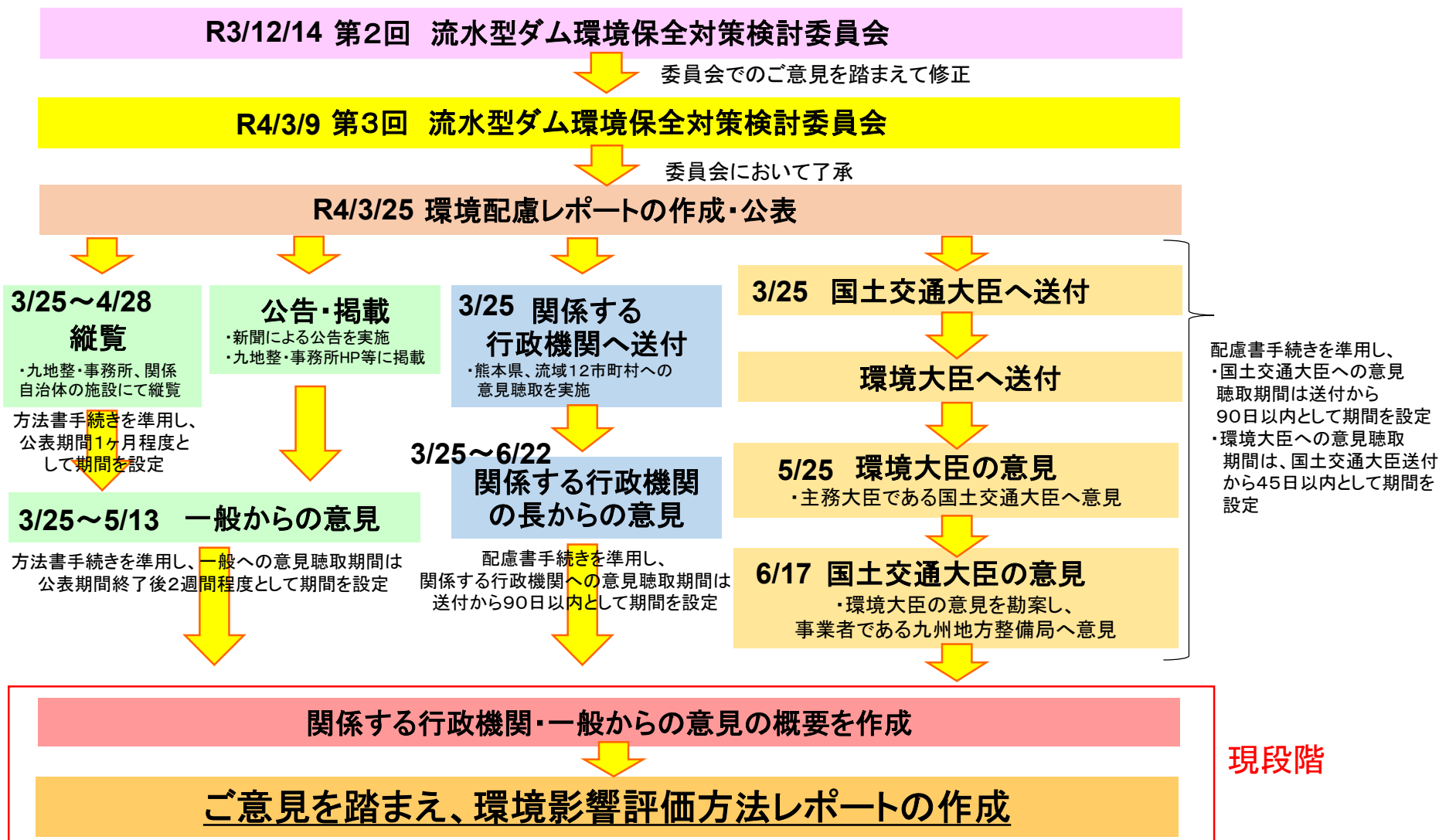
また、法令上、努力規定となっている本レポートに対する一般意見聴取を行います。意見聴取にあたっては、環境の保全の見地から意見のある方は、書面により意見を提出することができます。

○縦覧期間：令和4年3月25日(金)から令和4年4月28日(木)まで
○意見書提出期間：令和4年3月25日(金)から令和4年5月13日(金)まで

※ 詳細は、添付の資料1、資料2、資料3をご覧ください。

【問い合わせ先】
国土交通省 九州地方整備局 河川部
河川計画課長 山上 直人
直通：092-476-3523

○「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」公表後の手続きとして、環境影響評価法上の手続きに準じて、『国土交通大臣、環境大臣からの意見を求めること』、『努力規定となっている「関係する行政機関」「一般」より、環境の保全の見地からの意見を求めること』を実施^{*}。 ※環境影響評価法第三条の四～七



■ 一般的な環境影響評価では、環境影響評価法に基づき、配慮書から評価書(補正)まで段階を経て、環境影響評価の手続きを実施していくことになっており、川辺川の流水型ダムにおいても、法に準じて、段階的に同様の手続きを経て環境影響評価を実施していく。

<一般的な環境アセスメント図書について>

図書 (川辺川の 流水型ダム)	図書 (一般的な 環境アセ スメント)	図書の概要	意見の聴取		
			住民	知事、 市町村長 (行政機関)	主務大臣 ・環境大臣
環境配慮レポート (R4.3.25公表)	配慮書	事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、 事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書。	○ ※1	○ ※1	○ ※3
環境影響評価 方法レポート	方法書	どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという 環境影響評価の計画を示した図書。	○	○	○ ※2
環境影響評価 レポート【案】	準備書	調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果を示し、 環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書。	○	○	—
環境影響評価 レポート	評価書	準備書に対する知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて 準備書の内容を見直した図書。	—	—	○ ※3
環境影響評価 レポート【補正後】	評価書 (補正)	評価書に対する大臣意見を踏まえ、必要に応じて見直しを加え、 最終的に事業による影響評価を確定した図書。	—	—	—

※1 事業者は意見を求めるように努めなければならない。
 ※2 事業者から送付を受けた場合意見を述べるものとする。
 ※3 主務大臣・環境大臣は意見を述べることができる。

※「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省大臣官房環境影響評価課2018年10月改訂)を元に作成

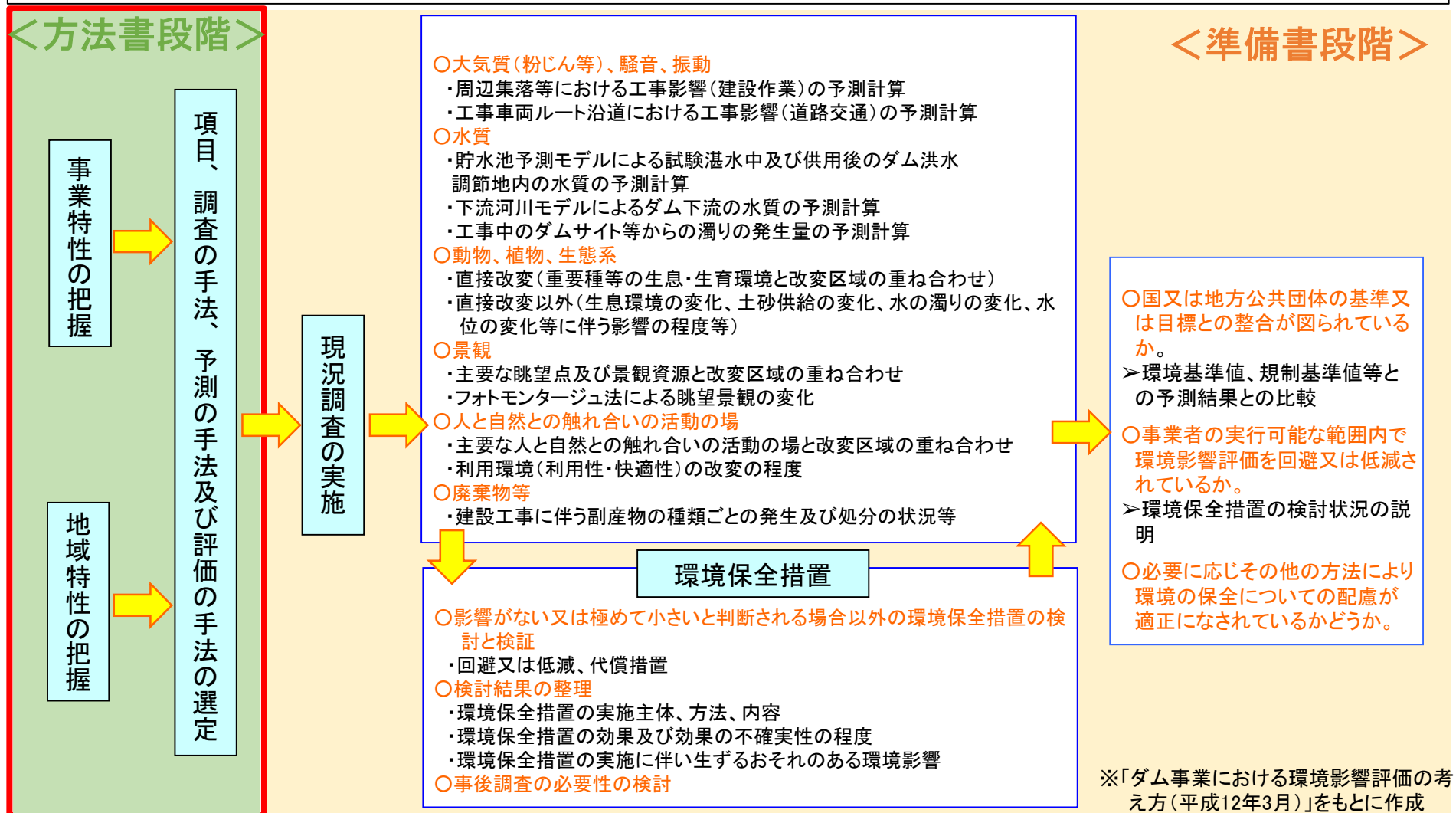
- 方法書とは、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという環境影響評価の計画を示した図書。
- 事業者が作成した配慮書に関して、以下のものを方法書に記載することが規定されている。
 - ・ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - ・ 主務大臣の意見および意見についての事業者の見解
 - ・ 配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要および意見についての事業者の見解

■ 環境影響評価法 第五条

事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況 事業実施区域、事業規模、堤体の形式等
- 四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 第三条の六の主務大臣の意見 国土交通大臣意見
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 八 その他環境省令で定める事項
 ・ 配慮レポートに対する関係する行政機関の意見又は一般意見の概要
 ・ 意見に対する事業者見解
 ・ 計画段階配慮事項の決定過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

○一般的には、方法書段階で、調査や予測、評価の手法を選定し、方法書の手法に基づいて、準備書に向けた調査を行い、調査結果を踏まえて、予測・評価を実施していくこととなっており、川辺川の流水型ダムにおいても同様の検討手順を進めていく。



- 大気質(粉じん等)、騒音、振動
 - ・周辺集落等における工事影響(建設作業)の予測計算
 - ・工事車両ルート沿道における工事影響(道路交通)の予測計算
- 水質
 - ・貯水池予測モデルによる試験湛水中及び供用後のダム洪水調節地内の水質の予測計算
 - ・下流河川モデルによるダム下流の水質の予測計算
 - ・工事中のダムサイト等からの濁りの発生量の予測計算
- 動物、植物、生態系
 - ・直接改変(重要種等の生息・生育環境と改変区域の重ね合わせ)
 - ・直接改変以外(生息環境の変化、土砂供給の変化、水の濁りの変化、水位の変化等に伴う影響の程度等)
- 景観
 - ・主要な眺望点及び景観資源と改変区域の重ね合わせ
 - ・フォトモンタージュ法による眺望景観の変化
- 人と自然との触れ合いの活動の場
 - ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場と改変区域の重ね合わせ
 - ・利用環境(利用性・快適性)の改変の程度
- 廃棄物等
 - ・建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況等

○今後、方法書相当、準備書相当に向けて検討を行っていく中で、法定上で必要となる事項を整理しつつ、並行して実施する減勢工や放流設備等のダムの設計に環境影響評価の内容も踏まえた検討を実施していく。



3. ダム事業の環境影響評価における図書の標準的な目次構成

第1章～第2章

○ダム事業の環境影響評価における図書の標準的な目次構成について、以下のとおり示す。

記載項目		配慮書	方法書	準備書	評価書	補正 評価書
第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地					
	1.1	事業者の名称及び代表者の氏名	○	○	○	○
	1.2	事業者の主たる事務所の所在地	○	○	○	○
第2章	対象事業の目的及び内容					
	2.1	対象事業の名称	○	○	○	○
	2.2	対象事業の目的	○	○	○	○
	2.3	対象事業の内容				
	2.3.1	対象ダム事業の種類	○	○	○	○
	2.3.2	対象ダム事業実施区域の位置	○	○	○	○
	2.3.3	対象ダム事業の規模	○	○	○	○
	2.3.4	対象ダム事業に係る堤体の形式並びにダムの供用に関する事項		○	○	○
	2.3.5	対象ダム事業の工事計画の概要		○	○	○
	2.3.6	その他の対象事業に関する事項	○	○	○	○

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

記載項目		配慮書	方法書	準備書	評価書	補正 評価書
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況					
	3.1	自然的状況				
	3.1.1	大気環境の状況	○	○	○	○
	3.1.2	水に係る環境	○	○	○	○
	3.1.3	土壌及び地盤の状況	○	○	○	○
	3.1.4	地形及び地質の状況	○	○	○	○
	3.1.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	○	○	○	○
	3.1.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	○	○	○	○
	3.1.7	一般環境中の放射性物質の状況	○	○	○	○
	3.2	社会的状況				
	3.2.1	人口及び産業の状況	○	○	○	○
	3.2.2	土地利用の状況	○	○	○	○
	3.2.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	○	○	○	○
	3.2.4	交通の状況	○	○	○	○
	3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	○	○	○	○
	3.2.6	下水道の整備の状況	○	○	○	○
	3.2.7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況	○	○	○	○
	3.2.8	その他の事項	○	○	○	○

第4章～第6章

記載項目			配慮書	方法書	準備書	評価書	補正 評価書
第4章	配慮書に関する内容						
	4.1	計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	○	○	○	○	○
	4.2	配慮書に対する主務大臣の意見と事業者の見解		○	○	○	○
	4.3	関係する行政機関の長からの意見と事業者の見解		○	○	○	○
	4.4	配慮書に対する意見の概要と事業者の見解		○	○	○	○
第5章	方法書についての意見と事業者の見解						
	5.1	方法書に対する主務大臣の助言			○	○	○
	5.2	方法書についての知事意見と事業者の見解			○	○	○
	5.3	方法書についての意見の概要と事業者の見解			○	○	○
第6章	事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法						
	6.1	環境影響評価の項目					
	6.1.1	環境影響評価の項目の選定		○	○	○	○
	6.1.2	環境影響評価の項目の選定理由		○	○	○	○
	6.2	調査、予測及び評価の手法					
	6.2.1	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		○	○	○	○
	6.2.2	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		○	○	○	○
	6.2.3	人と自然との豊かな触れ合いの確保		○	○	○	○
	6.2.4	環境への負荷の量の程度		○	○	○	○

第7章 環境影響評価の概要

記載項目		配慮書	方法書	準備書	評価書	補正 評価書	
第7章	環境影響評価の概要						
	7.1	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果					
	7.1.1	大気質(粉じん等)		○	○	○	
	7.1.2	騒音		○	○	○	
	7.1.3	振動		○	○	○	
	7.1.4	水質		○	○	○	
	7.1.5	地形及び地質		○	○	○	
	7.1.6	動物		○	○	○	
	7.1.7	植物		○	○	○	
	7.1.8	生態系		○	○	○	
	7.1.9	景観		○	○	○	
	7.1.10	人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	
	7.1.11	廃棄物等		○	○	○	
	7.2	環境の保全のための措置		○	○	○	
	7.3	環境の状況の把握のための措置		○	○	○	
	7.4	対象事業に係る環境影響の総合的な評価		○	○	○	

第8章～第11章

記載項目		配慮書	方法書	準備書	評価書	補正 評価書
第8章	環境影響評価に係る業務の一部を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地			○	○	○
第9章	準備書についての意見と事業者の見解					
	9.1 関係する行政機関の長からの意見と事業者の見解				○	○
	9.2 準備書に対する意見の概要と事業者の見解				○	○
第10章	環境影響評価レポート作成に当たっての環境影響評価レポート【案】記載事項との相違の概要				○	○
第11章	環境影響評価レポート補正に当たっての環境影響評価レポート記載事項との相違の概要				○	○